

## 早期に公判を

### —— 弁護士松山地裁に申し入れ ——

弁護士では、松山地裁に対し、できるだけ早期に第1回公判を開くよう要望し、10月中旬から11月にかけての希望日を通告することと、被告（国側）が答弁書を早く提出するよう裁判所から促してほしいと要望することをきめ、9月19日に、その旨裁判所に申し入れた。それに対し民事部から、現在、国側は指定代理人として松山地方法務局の大歯泰文訟務課長を選任して来たので、その人を通じて事務連絡をとっていること、また、弁護団の申し入れの意向は諒解したので後日連絡したい旨の返答があった。さらに、10月1日にも再び問合せの連絡を行ったが、その際裁判所からつぎのような事情説明があった。裁判所から国側に対し、概略の答弁書でもいいから10月はじめまでに提出してほしいと申し入れた。これに対し国側から、本格的な答弁書をその頃までに提出できるようにしたい旨の回答があったとのことである。政府や電力としては、ますます困難になっている原発開発をおし進めるためには、伊方行政訴訟を真向から受けて立つ以外に途はないと判断し、科学技術庁を中心に、学者や司法関係者も含めて、反撃の体制をつくりあげようとし

ていることがうかがわれる。

一方、記者筋からの情報では、「住民の間では裁判を東京に移送するのではないかという声もあるが」と質問したところ、松山地裁側は、「いやそんなことはない。地裁としては万全の構えを準備している」と意欲的な対応を行ったとのことである。また、東京から“科学に強い”裁判官を送って公判に備えるとの情報も流されており、裁判所側も、並々ならぬ決意で臨もうとしているようである。

いまのところ、弁論は遅くてもことし中には開かれるだろうという見通しが強い。上述のような情勢から推察すると、始めから、核心をついた激しい論戦に入ることも予想される。これに備えて、弁護士も、専門家グループの協力を得て、質問状の作成や証拠資料の収集などの作業を進めている。また、八西連絡協議会や当会からの要請に対し、武谷三男氏は、いわゆる武谷グループも含め、全力をあげて行政訴訟を支援することを快諾された。さらに、タンプリン博士などアメリカの専門家グループとの連帯についても、原水禁国民会議などの協力を得て準備中である。

## 田中首相発言の『真相』

伊方原発行政訴訟が松山地裁に提出された翌日の8月28日の閣議で、田中首相は原発反対運動に対して強い姿勢をとるよう指示したと、各新聞は報じた。報道によると、その発言の内容は、「反対運動は、国民の多数の意思かどうか、疑問である。こうした反対運動の実態を十分見極めたうえ、やらなくてはならないことは、決断すべきだ」という主旨であったという。これに対し、前田科学技術庁長官は、「反対運動は、原子力船むつの実験運転反対運動がきっかけとなっているようだが、各地の反対運動についてはさらに実情を調べたうえ対処したい」と答え、慎重な態度を示したといわれている。発言が提訴の直後に行なわれただけに、激化する原発反対運動に対する田中首相の基本姿勢を示すものとして注目されている。

この発言に対し、衆参両院の科学技術振興対策特別委員会で、野党側の委員により追及が行われたが、以下に、8月29日に開かれた衆議院科技特委の議事録から抜粋してその模様をお知らせしよう。しどろもどろの前田長官の弁明ににじみ出ている政府の『真意』をくみとっていただきたい。

原委員（社会党） 新聞で見る限りでは、少くとも三原則の特に民主という点におよそ反した、ファッショ的な暴言を吐いたようにすら私には感じられるわけです。・・・長官からその真相をひとつお聞かせいただきたい。

前田長官 ・・・お答えを申し上げたいと実は私からも思っていたわけでごさいます、・・・、そういうふうな趣旨は総理は全然申しておりません。・・・いよいよ閣議も大体案件

を済ましてお開きにしようかと思うときに、・・・、総理が、最近原子力についていろいろ問題があるが、科学技術庁長官、しっかりやってくれよと、あの調子で私の顔を見て言われたのです。それで、特に住民の反対が少々あってもやれというふうな趣旨は言うておりません。しっかりやれ、ということは、私は安全性というものをよく考えてしっかりやりなさい、地元の理解と協力を得つつしっかりやりなさいというふうにとっている。

.....

原委員 ・・・問題が出たらとにかく補償すればいいじゃないかという言い方がはっきり書かれているわけです、どの新聞も。・・・露骨にいうと、金でどんどん補償していけ、そして解決して促進しろ、こういった考え方になっているわけですね。こんなことも聞いていませんか。

前田長官 ・・・私は聞いておりません。特にその席では補償とかそういうことの具体的な御指示はございませんでした。

原委員 実はさっき官房長官に会ってきたのです。・・・補償ということばとかそういう具体的なことではなくて、結果的にはやはり問題があるなら国家的な責任を明らかにして、工事をとにかく必要な電力確保のために促進しろ、こういう意味だ、こういうふうに官房長官からいま聞いてきました。・・・

.....

近江委員（公明党） 従来から国の原子力政策というものは、非常に国民の声を無視した、大企業ベースのものじゃないかという批判が強いわけです。この首相の発言は、明らかに

本音が出たものである、こう思います。・・・

前田長官 先ほどお答えいたしておりますように、総理のことばというものは、先生もお知りのように非常に元気がいいといましようか、・・・、私は、しっかりやれよと言ったことが、馬力を出してやれということばんばんとやれというふうに、ずいぶん荒っぽく聞こえたのではないかと、これを非常に心配して、・・・

近江委員 そうすると、その出席しておいた閣僚の中で、総理がそう言ったことについて、この新聞報道されておるような受けとり方をした人がおる、こういうわけですね。

前田長官 ・・・、おそらくはそういう馬力強いというか、総理の大きな声を聞かれて、そういうふうに言ったのじゃないかと私は思う。

## 四電の里道破壊、全国的問題に

### —— 地元住民，戒能氏に協力要請 ——

愛媛県と四電とによって、不法に破壊された、原発用地内の里道問題は、いま、全国的に関心が高まり、不法に里道を破壊されて困っている地域から、現地視察や問合せが相ついでいる。地元住民の代表は、さる9月17日、入会権の権威者である戒能通孝東京都公害研究所長を東京奥沢の自宅に訪ね、実情を説明すると共に、協力を要請した。その際、戒能氏は、「このような里道は本来民有地であり、住民の入会権は保障されなければならない。官民有区分の際、手続上特定な者に所有させることができないために国有にただけのものである。従って、占使用や払下げについて、地元住民の同意が必要なことは当然である。伊方の皆さんの主張は正しいし、大いに頑張るべきである」と、法律の見解と激励のこと

ばをのべられた。

この里道問題は、原発反対の戦術の一つになっているが、現在全国各地で、乱開発が進められる中で、どこでも、不法に里道が破壊され、住民の権利が無視されているために、全国に波及しようとしている。地元の伊方でも、生計を営むために通行し、協同で道作りしてきた、先祖伝来の住民の権利を、あくまで確保したいとの決意で闘いが進められている。

この里道問題に見られるように、四電の原発建設は、違法行為はもとより、公序良俗を犯し、住民の心を汚ない足でじゅうりんしている。里道問題も、住民の権利擁護の闘いであると同時に、原発という黒い仕業に対する、住民の正義の闘いである。

## 欺まんに満ちた福島原発公聴会

9月18、19日の両日、福島第二原発1号炉についての公聴会が、「わが国ではじめての公聴会」との宣伝の下に、原子力委員会によって開かれた。これに先立って、9月8日、

新潟県の柏崎原発反対同盟と柏崎・刈羽原発反対守る会連合は連名で、「柏崎・刈羽から全国のみなさんへの呼びかけ」を発し、「官製まやかし公聴会」の阻止を訴えた。「呼び

かけ」は公聴会に反対する理由としてつぎの二つをあげている。

I 「地元住民の意見を聞くため」といいながら、原発建設に関する決定権は依然として政府原子力委員会が握っており、一方的な、意見を聞きおく会でしかない。また建設予定地で開催されるものでもない。

II 公開を原則としながら、入場制限を行いまた一般の住民の参加可能な時期と時間帯、場所を選んでいない。

さらに「呼びかけ」は、住民主権の公聴会とは、次の3点を完全に保証するものでなければならないと指摘している。

1 直接の当事者としての住民全員と、この問題に係る全ての人が自由に参加でき、納得のいくまで十分に討論する。

2 原子力発電所の可否に関する最終判断は住民がくだす。

3 住民による結論が出るまでは、原発計画の進行を全て停止する。

この呼びかけに応じて、全国各地で斗っている住民代表が福島に集り、伊方からも2名の代表が参加した。そして、9月17日に開かれた総評主催の「国民のための公聴会」、地元住民との交流、官製公聴会の阻止行動などに、新潟の約130名にも及ぶ部隊を中心として参加した。一方、東京電力と行政側は「名前だけ出してくれ、発言内容は用意する」と地域ボスを通じて、賛成陳述者をかり出し、傍聴者を動員するなど、「陳述人の多数が賛成する会」をせせと準備した。すでに報道されているように、公聴会は、早朝5時から開場し、機動隊に守られて開かれ、刺身のツマ的な一部の律気な反対陳述以外は、「原発がくれば地域が栄える」式のおそまつな発言

の連発で、さしものマスコミもあきれ顔、原子力委員会だけが「満足である」という、予期通りの茶番劇として終わった。

## 会計報告 ('73. 9/1 ~ 9/30)

### 収入

会費(132人月分)	132,000
カンパ	40,000
計	172,000

### 支出

為替手数料	2,135
ニュース代	4,500
郵送代	1,880
会場費	5,500
資料代	450
コピー代	380
事務用品	960
借金返済	36,935
計	52,740

### 繰越金

119,260

なお、当会からの裁判費用の援助については、八西連絡協議会と相談の上、当面つぎのような方針で行うことにしていますので、ご諒承下さい。弁護団への着手金については、八西連絡協議会が負担し、公判活動に関する経常費については、可能な限り当会が支援することにします。したがって、平均、毎月約10名程度の弁護団の公判参加費が最低必要になると予想されますので、会員の一そのの拡大をお願いします。八幡浜地区の会員の間では、映画会や講演会の開催や農産物のカンパ行商などの計画が相談されています。創意に富んだカンパ活動の案を事務局に提案していただくことも合せてお願いします。